

別表 自動車特定整備事業の認証に関する手続一覧表

申請等の内容 必要な書類等		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13		14			15	16	17	
		新設 する 時に 認め る申 請	事業 名称 の変更 し名 又時 は	事業 変更 者の 法 人 組 織	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変	事業 変更 者の 住 所 を 変
申請（届出）者		事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	単相 数の 続 続 と人	たりは 法合 併 人承 継後 に存 続 た業	法を分 人承 継後 に存 続 た業	譲 受 人	事業 者	事業 者	事業 者	事業 者	事業 者	事業 者	事業 者	事業 者	事業 者	
提出期限（変更の日から以内）		事前	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	事前	事前	15日	15日	15日		30日	事前	
申請書等	自動車特定整備事業の認証新設申請書	1	○																			
	自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書	2		○	○注3	○	○	○注3	○	○	○	○	○	○	○							○
	自動車特定整備事業の廃止届出書	3											○									
	認証書再交付申請書	6																		○		
添付資料	整備主任者（選任・変更）の届出書	4	○														○	○	○			
	役員の変更届出書	5																			○	
添付資料	届出等の義務者であることがわかる書面	★							○													
	商業登記簿謄本	★	△	△	○	△注3				○	○注2	△										○注3
	戸籍謄本	★		□						○								○注3				
	住民票等事業者の住所が確認できるもの	★	□			□注3				○												
	分割、又は、譲渡の事実を証する書面										○	○										
	CO・HCテストに係る基準に適合していることを証する書面	※													※	※						※
	事業場と離れた作業場（共用設備含む）間の道路地図及び当該作業場の位置・面積並びに車両置場の位置を記載した書面	※													※	※						
	事業場の所在地を証する書面	○																				
1部	土地・建物借用書の写し等	※																				
	離れた作業場（共用設備含む）の使用に係る契約書の写し	※																				
	講習修了証の写し又は整備士技能検定合格証書の写し等	○注5																				
認証書の返付			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○

○：提出を必要とするもの
 △：法人の場合のみ必要なもの
 □：個人の場合のみ必要なもの
 ※：場合によっては必要なもの

注1 平成7年7月1日以降において、小型自動車（対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの）の認証を同年6月30日までに受けている事業者が普通自動車（乗用）の認証を申請する場合は、自動車分解整備事業の変更（届出・申請）書及び認証書の返付で足りるものとする。

注2 必要に応じて、分割により事業を承継したことが確認できるもの。

注3 「4 事業者の住所を変更した時」、「7 屋内作業場の面積間口奥行を変更した時」、「14 整備主任者氏名等に変更があった時」及び「16 法人の役員に変更があった時」の場合は、1部でよい。

注4 「★」印の書類は、原本提示又は一部本通とする。

注5 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任を行う場合に、講習修了証の写しにより整備主任者の資格要件を確認できない場合は、講習修了証の写し及び整備士技能検定合格証書の写し等を添付すること。